

トナリ居リ既ニ計十銭ノ値上ハ實施セラレ居ルニ速カニ
 値上カ一割ニ達スル様努力サレタシ
 (5) 將來更ニ物價カ騰貴シタル場合ノ對策如何
 (6) 本日ノ協定ニ關シテ覺書ヲ交換サレタシ
 以上三項目ノ交渉ヲ為シタルニ對シ 平山局長ヨリ
 (4) ノ登錄労働者ノ價上問題ニ關シテハ 研究スル (5) ノ將來
 更ニ物價カ騰貴シタル場合ノ對策ニ關シテハ 今言明ハ出来
 ヌカ善處スルト云フコトハ約束出来ル
 (6) ノ覺書ノ問題ハ市會ニ於テ議事録トナルノテ其ノ必要ヲ
 認メナイト答ヘ會見ヲ了ス
 三對市賃上斗争同盟ノ今後ノ方針
 斗争同盟常任委員ニ在リテハ 近日中ニ更ニ平山職務局長ヲ
 訪問シ今一應登錄労働者ノ價上問題及將來更ニ物價カ騰貴
 シタル場合ノ對策ニ關シ折衝ノ上 同盟常任委員會ヲ開催
 同盟ヲ解体ノ予定ナリ
 右及申(三)報復也

別記

労働者賃金ニ對スル職備員待遇ニ于スル件(案)

一、備員 (給仕小使ヲ含ム)

イ、手当 日給ニ四十九銭以下ノ者ニ對シ毎月九十銭宛手当(衛平買金)
 ヲ支給ス

ロ、賞興 右ノ外左ノ区分ニ依ル額ヲ年ニ回賞興トシテ支給

ニ、四一、者	月	、三〇	、五〇
ニ、四二、者	月	、六〇	、五〇
ニ、四三、者	月	、九〇	、二〇
ニ、四四、者	月	、二〇	、九〇
ニ、四五、者	月	、五〇	、六〇
ニ、四六、者	月	、八〇	、三〇
ニ、四七以上	月	、一〇	、〇〇
ニ、四九近ノ者	月	、一〇	、〇〇
ニ、五〇以上	月	、〇〇	、〇〇
ニ、二三近ノ者	月	、二〇	、〇〇
ニ、二四ノ者	月	、二四	、〇〇

ニ、雇員及准雇員

ロ、増給

イ、五月三十一日現在職中ノ雇員及准雇員ニ對シ左ノ通特別増給ヲ行フ
 但シ四月三十日後僱員ヨリ昇格シタル者ヲ除ク